

村 こ 第 7 3 5 号
村 福 第 1 0 3 9 号
村 保 第 2 4 2 0 号
令 和 7 年 2 月 吉 日

保険医療機関等 代表者 様

村上市長 高橋 邦芳
(公 印 省 略)

村上市における医療費助成事業の制度改正について (通知)

平素より、当市の医療費助成事業に対してご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当市で実施している医療費助成事業について、令和7年4月1日より制度改正を行いますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 改正する事業

- (1) 村上市子どもの医療費助成事業 (90150129)
- (2) 村上市ひとり親家庭等の医療費助成事業 (県親) (64150121)
- (3) 村上市重度心身障害者医療費助成事業 (県障) (61150124)
- (4) 村上市妊産婦医療費助成事業 (妊産婦) (92150127)

2 改正点 <<①②につきましては、現物給付での助成となります>>

- ① 上記 (1) ~ (3) の事業について、満 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの子どもの入院自己負担 (1 日につき 1,200 円) を無料とします。
※入院医療費 (自己負担分の無料) の実施機関番号として「91150128」を新設
※医療費受給者証に「入院自己負担分公費負担者番号」を設け、対象者には「91150128」が、非該当者には「*****」が記載されます。
- ② 上記 (4) の事業について入院自己負担 (1 日につき 1,200 円) を無料とします。
※医療費受給者証に変更はございません。

3 実施日 令和 7 年 4 月 1 日

〈問い合わせ〉

〒958-8501 村上市三之町 1 番 1 号 村上市役所

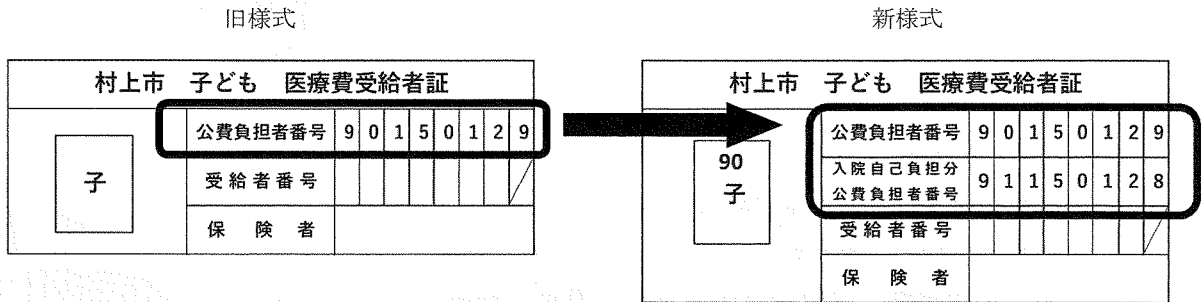
【子ども・県親】	こども課子育て支援室	電話 0254-75-8939
【 県障 】	福祉課福祉政策室	電話 0254-75-8940
【 妊産婦 】	保健医療課健康支援室	電話 0254-75-8934

村上市医療費助成事業の制度拡大について

1. 改正内容

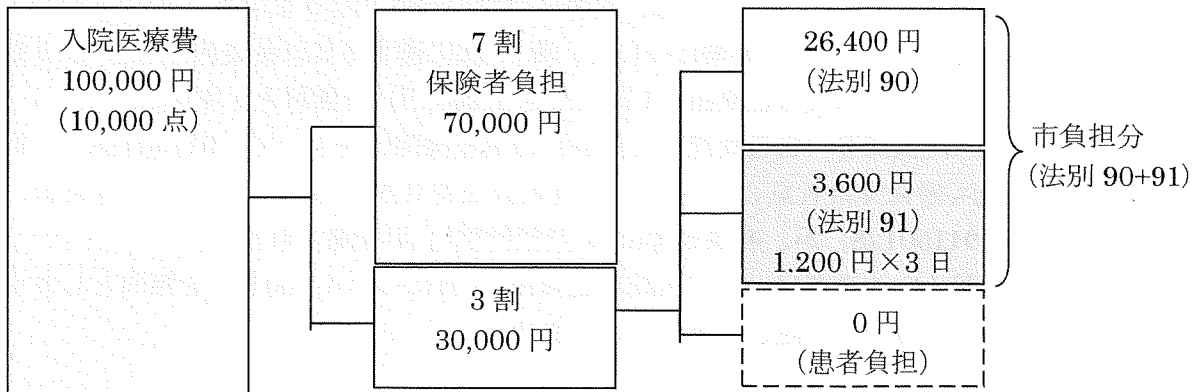
- ①令和7年4月1日から、高校卒業（満18歳に達する日以後最初の3月31日）までの子どもに対し、入院の一部負担金を現物給付で助成
 ※入院医療費実施機関番号として「91150128」を新設
- ②令和7年4月1日から、全ての妊産婦医療費受給者が入院した場合の一部負担金を現物給付で助成
 ※公費負担者番号は変更なし

【3月31日まで】入院一部負担金：1日1,200円（上限）を自己負担
 【4月1日から】入院一部負担金：なし（健康保険適用外のみは自己負担）
 ※本改正は、入院の一部負担金に係るものであり、法別90、64、61、92の通院・入院の診療報酬請求は今までどおりです。



2. 助成方法（助成フロー図）

例）小学生（保険適用3割）が医療機関に3日間入院（10,000点）した場合



3. 留意事項

- ① こども (90)、ひとり親 (64)、県障 (61) における 高校卒業後の年齢の方は助成対象外 となり、受給者証の法別91欄の数字がすべて*（アスタリスク）になります。
- ② 本改正は、入院のみの適用となるため、外来のレセプトに法別91の記載は不要です。
- ③ 入院時食事療養費に対する助成は、今までどおり減額認定証交付者のみ法別90（0歳児のみ）、64、61の助成対象となり、法別91は対象外です。